2021.4.1 改定

基本業務条件説明書

株式会社　SPI　あ・える倶楽部（以下「甲」という）が、高齢の方、身体の不自由な方のQOL（人生の質）向上の為に実施する募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行及びトラベルヘルパー育成業務、トラベルヘルパーサービス普及啓発業務、ならびに甲が指示する関連業務について、甲が登録トラベルヘルパー（以下「乙」という）に業務を委託するための基本業務条件は、下記の通りとなっております。ただし、甲が乙に支払う賃金及び手当は、別紙の通りとします。

１．契約の基本条件

① 乙は、お客様（旅行者及びそのご家族並びにこれらに準じる者をいう。以下同じ。）に対して、外出時および旅行準備・旅行中・旅行後に必要とされる最適な介護サービスならびに旅行関連サービスを甲に代わって提供する。

② 甲は、乙が契約期間中に、乙の故意または重大な過失により、甲またはお客様に対して損害を与えた場合は、乙または乙の保証人に対し連帯して補償する責を負わせる事がある。

③ 乙は、職務に関する機密、もしくは甲並びにお客様の機密に属する事項を、契約期間終了の前後にかかわらず、これを一切他にもらしてはならない。乙がこれに違反した場合は、その一切の責任は乙が負うものとする。

２．業務内容

① 旅行中の身体介護及び旅行前後の生活援助

② 宿泊手続き、移動手段の確保などの旅行関連業務

③ 業務終了後の報告、精算及び介助記録ノート・画像等の提出

④ トラベルヘルパー育成業務

⑤ トラベルヘルパーサービス普及啓発業務

⑥ その他、甲が関連して命ずること

３．業務管理

① 乙は業務終了後速やかに、甲の定めた要項に従い第一次業務終了報告をしなければならない。

② 乙が旅行経費の一部を預かり業務を行なった場合は、帰着後７日以内に精算を完了しなければならない。

③ 乙は、お客様の体調変化など何らかの事由により、あらかじめ予定された内容通りに旅程、および介護業務を実施することが不可能、もしくは著しく困難と認められる客観的事情がある場合は、速やかに甲へ報告の上、まず甲の指示に従うものとし、指示が無くまた得られなかった場合においても最善と思われる措置を取らねばならない。

④ 乙は自宅出発時、業務開始前、業務終了後に甲の定める連絡先に連絡しなければならない。

４．待遇

① 乙の移動にかかる交通費および同行中の食費（同席の場合）等、乙が業務遂行上必要とする経費については、特に定めのない限り、実費または状況に応じてその一部を、お客様あるいは甲が負担または補助する。ただし、入浴介助のみの業務については特別な取り決めのない限り日当に交通費を含むものとする。

② 甲が乙に支払うべき賃金及び手当は、当月末日（出発日）で締め、翌月２０日に源泉税等を控除し、本人名義の銀行口座へ直接振込み支給する。但し、手当については、当該手当に係わるサービス提供について、お客様への確認が未了の場合は、確認完了日の翌月２０日に支給する。

③ 前項の場合において、２０日が金融機関の休業日である場合には翌営業日に支給する。

④ 前項の賃金は、お客様が必要とする介護サービスの内容、および乙の能力に応じ、当社の資格審査等によって決められた別紙に明記する基準賃金に従うものとする。尚、サービス時間が半日および深夜にかかるなど、特定されたもの以外の業務が発生した場合は、その都度取り決めるものとする。

⑤ 日当が支給される場合、乙は別紙記載の所定時間勤務したものとみなす。ただし、甲の事業場内で勤務した時間は甲が別途把握する。

⑥ 前各項にかかわらず、トラベルヘルパー育成業務及びトラベルヘルパーサービス普及啓発業務の待遇及びその支払方法については甲が別途定めるところに従う。

⑦ 前項のうち、紹介による実質的な成果を生んだ場合は、紹介制度として下記を保証する。

あ・える倶楽部にお客様を紹介しご旅行が催行したとき　　ﾄﾗﾍﾞﾙﾍﾙﾊﾟｰｻｰﾋﾞｽ基本料金の 10%

リピーターのお客様より新たな外出または旅行を受注して催行したとき　　ﾄﾗﾍﾞﾙﾍﾙﾊﾟｰｻｰﾋﾞｽ基本料金の 5%

５．その他

① 乙が業務に従事する際、甲はその対象となる業務毎に期間・場所、手当等詳細条件を明示することとする。

② 本基本業務条件説明書に規定がない事項については、甲・乙相互に誠意を持って解決するものとする。

（別紙）

（2020.03.05 改訂）

基本業務基準日当・手当等

お客様の介護状態	サービス内容	トラベルヘルパー基準日当(8時～18時の間)		超過加算（※1、※2）				技術加算
		1日	半日	半日または1日基準日当に以下を加算する(単位：30分)				介護手当(目安※3)
軽度要介護の方 (自立～要支援程度)	見守り・荷物・動産管理など	無資格，3級： 8,000円 準2級：9,000円 2級：9,300円	無資格，3級： 5,000円 準2級：6,000円 2級：6,300円		① 6時～ 22時	② 6～8時 18～22時	③ 22時～ 6時	0円～999円
中度要介護の方 (介護度1・2程度)	移動・食事・更衣・排泄など			無資格・3級	500円	625円	750円	1,000円～2,999円
重度要介護の方 (介護度3・4・5程度)	おむつ交換・入浴介助など			準2級	562円	703円	843円	1,000円～
				2級	581円	726円	871円	

※1　8時間越えの場合は30分単位で支給する。
※2　22時～6時の介助は、夜間手当を支給する。
※3　業務内容により定める。

【注】8時間未満の利用時で延長利用する場合は、①を適用する。
8時間越えの場合は25%割増の②、深夜帯は50%割増の③を適用する。

その他手当

指名料	1日	900円
事前顔合せ	1回45分	3,000円
同室宿泊手当	1泊	2,500円
夜間介助手当	1回	1,500円
医療ケア加算	1日	2,500円以上
運転加算	1日	2,500円以上

食事手当(原則として、領収書添付により、下記を上限として実費を精算する)

	国内		海外	
	A地区	B地区	A地区	B地区
朝食	1,000円	1,500円	2,200円	1,700円
昼食	1,000円	1,500円	2,800円	2,300円
夕食	1,500円	2,000円	3,800円	3,300円

【国内】A地区：B地区以外　【海外】A地区：B地区以外

B地区：リゾート地等　B地区：韓国、台湾
中国、フィリピン、マレーシア
ベトナム、カンボジア
インドネシア、タイ、ミャンマー、ラオス

	お客様の介護状態	基本料	
		日当(スポット)	技術加算(介護手当)※1
入浴介助 **パッケージプラン** **1回90分** **(THの交通費込みの料金です)**	軽度要介護の方 (自立～要支援程度)	5,000円	0円～499円
	中度要介護の方 (介護度1・2程度)		500円～999円
	重度要介護の方 (介護度3・4・5程度)		1,000円～

お客様の介護状態が重度の場合は、2名体制を前提とする。
※業務内容により定める。

団体旅行添乗

国内日当	10,000円～
打合手当	3,000円
精算手当	2,000円

※別途交通費を支給する。

■OJT期間に関して

デビューから5日間はOJT期間とし、日当は9,000円(技術加算なし)とする。5日以降がツアーにまたがる場合もOJT料金とする。

例）1泊2日＋1泊2日＋2泊3日の場合　TH日数は通算7日になるが、6、7日目もOJT料金が適用される。

※ OJT期間について、別に定める社内基準（顧客満足・基本業務習熟・社内規則順守）に届かないと甲が判断した場合、OJT期間を延長する場合がある。

■基準日当に関して

事業場外での勤務に関して生じる基準日当は、1日8時間、半日4時間、それぞれ勤務したものとみなして支給する。

■交通費について

業務終了後、実費を精算する。(TH業務精算書に記入・報告をする。電車やバスなど公共交通機関を使用した場合は、領収書の添付は不要)

※指示書に基づき、自宅から自家用車で移動した場合は、1㎞あたり15円を支給する。(TH業務精算書には距離も記載すること)